

## 市街地線を新設します！

### 1 厚真地区市街地内を自由に移動できる「デマンド型乗合タクシー」を運行します！

運行時間内、厚真地区市街地内であれば「いつでも」「どこでも」ご利用いただけます。

**運行地域** 表町・京町・錦町・本町・新町  
本郷・ルーラル・フォーラム

	予約締切	運行時間
随時運行	当日15:30まで	9:00~16:00

### 「デマンド型乗合タクシー」ってどんな乗り物？

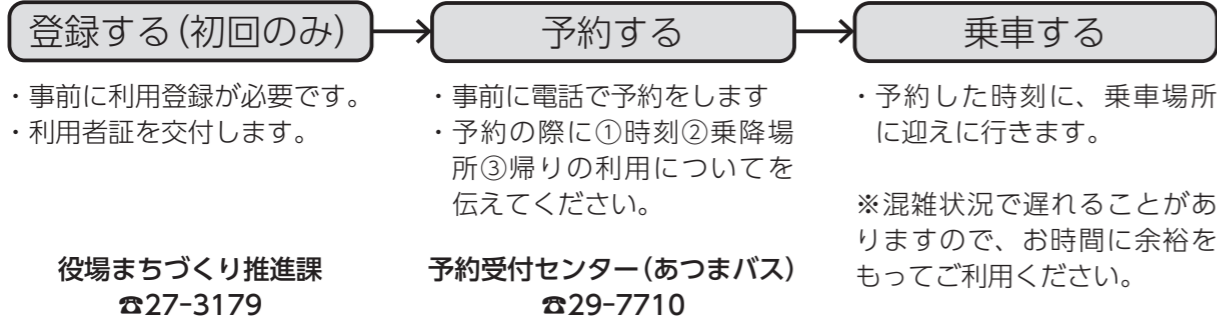
デマンド型乗合タクシーは、事前に予約があったときだけ運行し、タクシーのように移動ができます。

ただし、同一時間に複数の予約者がいるときは、1台の車両に乗り合せて運行する場合があります。そのため、最短経路で運行できないことがありますので、時間に余裕を持って予約する必要があります。

### 2 町内にお住まいの方であれば「どなたでも」ご利用できます！

これまで利用できなかった京町、表町、錦町、本町にお住まいの方もご利用できます。

## 「めぐるくん」の利用方法



### 説明会を開催します

めぐるくんの運行見直しに伴い、説明会を開催します。当日は、乗り方の説明や新規利用者登録も受け付けますので、現在利用している方はもちろん、まだ利用したことのない方も、ぜひお気軽にご参加ください。

時間：午後1時から午後2時

5月18日(火)	総合福祉センター大集会室
5月19日(水)	幌内マナビィハウス
5月20日(木)	厚南会館大集会室
5月21日(金)	豊丘マナビィハウス

- 申し込み不要で、各会場ともどなたでも参加できます。
- 参加する際は、マスクの着用など、新型コロナウイルス感染症の防止対策にご協力をお願いします。



## 6月1日から循環福祉バス「めぐるくん」が変わります

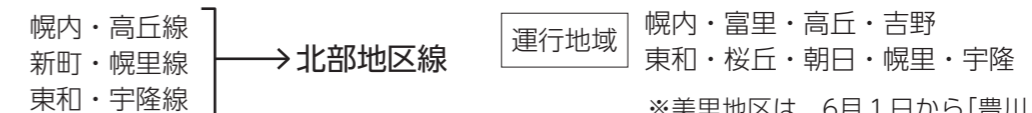
町民の皆さんにもっと便利にご利用いただくため、6月1日(火)から新たなデマンド交通として「めぐるくん」の運行を見直すこととしました。これまで利用したことのない方も、ぜひこの機会にご利用ください。

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎27-3179

## 北部地区の路線がより便利になります！

### 1 北部地区の3路線を統合します

これまで、北部地区3路線、南部地区3路線の計6路線の運行でしたが見直しにより、北部地区3路線を統合します。



※美里地区は、6月1日から「豊川・浜厚真線」の運行地区となります。

### 2 北部地区の運行区域内なら「どこでも」乗り降りできるようになります！

これまで、自宅と市街地の「指定乗降場所」を結ぶ移動しかできませんでしたが、見直しにより、地域の公民館や友人宅など、北部地区内の希望する場所でも乗降できるようになります。

	これまで	6月から
北部の自宅 ←→ 市街地の指定乗降場所	○	○
北部の自宅 ←→ 北部の友人の家など	×	○

### 3 1便増えて1日4便に！

これまで、朝・昼・夕方の3便の運行でしたが、見直しにより、午前と午後2便ずつ運行します。

	北部地区	市街地	北部地区	市街地	予約締切
1便	8:30	9:00	9:45	10:30	前日19:00
2便	—	11:00	11:45	12:30	当日10:00
3便	—	13:30	14:15	15:00	当日12:30
4便	—	15:30	16:00	16:30	当日14:30

#### 注意事項

※今回の変更は、本格的な見直しに向けた実証運行として実施するものです。今後、利用状況などにより、運行内容が変更になる場合があります。

※美里地区は、6月1日から「豊川・浜厚真線」の運行地区となり、運行時間が変更になりますのでご注意ください。

※「豊沢・鹿沼線」「上厚真線」の運行については、今回は変更ありません。令和3年度10月からの運行見直しを予定しています。

## 高齢者の安全運転を支援します

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

安全運転サポートカー購入費用、ペダル踏み間違い急発進等抑制装置を整備費用の一部を助成します。

- 概要  
交通事故防止のため、70歳以上の高齢運転者を対象に、「衝突被害軽減ブレーキ」「ペダル踏み間違い急発進等抑制装置」を搭載する車両の購入費用や、車両の購入後に後付けで「ペダル踏み間違い急発進等抑制装置」の整備費用の一部を助成します。
- 補助対象者  
①町内に住所を有し、令和4年3月31日現在で満70歳以上の方  
②自動車運転免許証を保有している方  
③町税などを滞納していない方  
※過去に同補助金の交付を受けた方は対象外
- 補助対象の車両  
①自ら使用する自己所有の車両  
②令和3年4月1日以降に新規登録された車両(中古車含む)および車両所有後に後付けで装置を整備した車両
- 補助金額  
導入経費(実費額)から国の補助金を差し引いた金額が対象  
①車両導入補助 上限3万円  
※衝突被害軽減ブレーキまたはペダル踏み間違い急発進等抑制装置搭載車を購入した場合  
②後付け装置導入補助 上限3万円  
※後付けでペダル踏み間違い急発進等抑制装置を整備した場合  
※1人につき①か②のいずれか1台(回)限り  
③補助申請代行手数料補助 5,000円  
※国などの補助申請を自動車販売店などが代行した場合の手数料
- 必要書類  
・補助金交付申請書(住民課で配布)  
・補助金請求書(住民課で配布)  
・調査等同意書(住民課で配付)  
・領収書の写し  
・自動車検査証の写し  
・自動車運転免許証の写し  
・振り込み口座情報が分かる書類(通帳などの写し)
- 申請期限  
令和4年3月31日(木)まで

## 障がい者の方の軽自動車税減免

住民課 税務グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

一定以上の障がいがある人のために使用する軽自動車は申告で減免になる場合があります。

- 対象  
①障がい者本人が軽自動車を所有している場合か、精神障がい者や18歳未満の身体障がい者と生計を一にする人が軽自動車を所有し運転する場合  
②障がい者のみで生活する人が所有する軽自動車を常時介護する人が運転する場合  
③軽自動車の構造が専ら身体障がい者などの利用に供するためのものである場合  
※軽自動車税以外の自動車税の減免については、苫小牧道税事務所(☎0144-32-5286)へお問い合わせください。  
※減免は普通自動車などを含め、障がい者1人につき1台に限ります。  
※減免となる税額は、原則全額です。
- 申請期間  
5月31日(月)まで
- 必要書類  
①減免申請書  
②運転免許証  
③印鑑  
④自動車検査証  
⑤軽自動車税納税通知書  
⑥通知カードまたは個人番号カード  
⑦次の(ア)~(イ)のうちいずれか1点  
(ア)身体障害者手帳 (イ)精神障害者保健福祉手帳  
(ウ)療育手帳 (エ)戦傷病者手帳  
※場合により生計を一にする証明書・常時介護証明書などが必要です。  
※減免の対象となる障害等級はお問い合わせください。



## 水質検査結果・水質検査計画の公表

建設課 上下水道グループ ☎ 27-2326

町内で供給している水道水について、町は昨年度の水質検査結果をまとめました。

水質検査成績書では、町内の水道水は、味や臭気にも異常がなく、水質に問題がないことが確認されました。  
詳しい検査結果と令和3年度の水質検査計画は、町ホームページをご覧ください。

## 元気な農家チャレンジ支援事業

産業経済課 農業グループ ☎ 27-2419

創意工夫を凝らした農業者の積極的な取り組みを支援します。

- 対象  
町内に事務所または住所を有する農家、農業を営む法人、農家で組織する団体(生産者部会含む)
- 募集期間  
5月21日(金)まで
- 補助対象経費  
①報償費(謝礼金など)  
②旅費  
③需用費(消耗品費など)  
④委託費(外注費など)  
⑤使用・賃貸料  
⑥備品購入費  
⑦役務費(販売促進事業のみ)  
⑧その他  
※ビニールハウスや冷蔵庫、パソコンなどの汎用性のあるものは対象外
- 補助率等  
①新技術導入事業  
補助率3分の2以内(限度額50万円)  
②販売促進・特認事業  
補助率3分の2以内(限度額30万円)  
※①②どちらも総事業費10万円未満は対象外ただし、特認事業を除く
- 対象事業の例  
・他市町村での事例報告を読んで知った、近郊では前例のない栽培法を試したい。  
・厚真で作られていない珍しい作物にチャレンジしたい。  
・雑誌等で取り上げられるような農産物等のPRを企画したい。  
・町内の商業者と連携して農産物や加工品を売り出したい。

## 経済センサス

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

総務省と経済産業省は、6月1日現在で「令和3年経済センサスー活動調査」を実施します。

- 概要  
総務省と経済産業省は、6月1日現在で、「令和3年経済センサスー活動調査」を実施します。全国のすべての事業所および企業が対象です。調査は、同一時点での我が国のすべての産業分野における事業所・企業の経済活動の状況を全国的・地域別に明らかにすることが目的です。国が行う調査の中でも特に重要かつ大規模な統計調査です。
- 調査基準日  
6月1日(火)
- 調査期間  
5月20日(木)~6月8日(火)
- 調査票などの事前配布  
都道府県知事が任命した調査員が、5月下旬までに調査票を配布します。  
※調査員は、必ず「調査員証」または「業務委託証明書」のほか、「従事者用腕章」を身に付けています。  
※調査票が届いたら、同封の「調査票の記入のしかた」を参考に漏れなくご回答ください。
- 回答方法【インターネット回答を推奨します】  
①インターネット回答  
・24時間、好きな時間に回答できます。  
・回答後に調査員と対面することもなく、紙の調査票の提出も不要です。  
②紙の調査票に記入し、調査員に提出

## 所得税・町道民税の雑損控除

住民課 税務グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

雑損控除の申告によって所得税・町道民税が減税になる場合があります。

- 居住していた持ち家が地震で被災し、持ち家を修理・解体した費用は、雑損控除の対象になる場合があります。
- 対象期間  
災害のやんだ日から3年以内に支出した経費が対象となり得ます。3年を過ぎた修理・解体費は、控除対象になりませんので、ご注意ください。  
※控除対象の持ち家の修理・解体費は、原則1年以内ですが、やむを得ない事情がある場合、3年以内に支出したもので対象になる場合があります。
- まだ申告していない場合  
令和2年12月31日までに持ち家の地震に係る修理・解体費を支出した方で、まだ雑損控除を申告していない場合は、過年分をさかのぼって申告ができる場合があります。  
また、修理・解体の有無にかかわらず、地震時に居住していた持ち家が地震被害を受けた方で、雑損控除を申告していない場合は、平成30年の所得税および平成31年度の町道民税をさかのぼって申告ができる場合があります。